

総務常任委員長報告

平成26年9月29日

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案12件及び請願2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る9月11日と17日に委員会を開催し、副市長や担当部長等の出席を求め、請願については、提出者から趣旨説明を受けるなど、慎重に審査いたしました。

議案第80号「指定管理者の指定について」及び議案第100号「三次市民憲章の制定について」は、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、議案第68号「三次市公告式条例の一部を改正する条例（案）」外議案9件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、請願第2号「消費税増税の見直しを求める意見書の提出について」及び請願第3号「消費税5%に戻すことを求める意見書の提出について」は、審査の結果、賛成少数をもって不採択と決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見などの状況について、その主なものを申し上げます。

議案第100号「三次市民憲章の制定について」は、郷土への愛着を醸成し、更に一体感のあるまちづくりをめざし、市民の理想と生活目標を示すため、簡単・明瞭で唱和がしやすい憲章となるよう、予め中学生、高校生、及び市民のアンケート調査による「ふさわしい言葉」を基に、市民憲章策定委員会において、3回の委員会と、6回の草稿部会を開催し慎重に検討されております。

先ず、この憲章案を取りまとめられました20名の委員に感謝を申し上げ、出された意見について申し上げます。

基本的に人権は侵すことのできない永久の権利として憲法に保障されており、人権を尊重し大切にこそ、憲章案にある「みんなの夢」や「みんなの笑顔」が生まれるものであり、人権を尊びその重みを考えるならば、本文に「人権」の文字を入れ、明確に示すことで誰もが理解しやすい憲章にすべきとの強い意見も

述べられました。

憲章案の「大切にします みんなの夢 みんなの笑顔」の中には、一人ひとりの人権が尊重され、お互いの自由と幸福を求める権利を相互に認め合い、支え合う関係を大切にすることを基底に据え、一人ひとりが夢を抱き、夢の実現に向けて生きていけるまち、一人ひとりが笑顔で生きていけるまちをめざそうとする思いが込められているとの解釈であります。

しかしながら、人権の文字を文中にとの意見もあることなどから、市民の誰もが常に人権意識を持ち、憲章に込められた深い意味を理解できるようにするために、憲章に解説文などを付け十分に説明する工夫を凝らし、後世にも伝えるべきであるとの結論にいたりました。

次に、パブリックコメントの活用方法についてであります。市は憲章案について、パブリックコメントを求めています。市民憲章策定委員会の最終答申後であり、策定委員会の場で内容が検討されておらず、市の考え方として整理されています。パブリックコメントは、策定委員会でコメント内容を検討できるような機会を早めに設定されるべきであったと考え、今後のパブリックコメントの活用については、有効な活用がなされるような時期や方法について検討されるよう望みます。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。